

大学等研究者の転退職時の 知的財産取扱いに関する検討状況について

**令和 7 年 3 月
内閣府知的財産戦略推進事務局**

検討会（第2回）での主なご指摘事項

（総論）

- 社会実装や投資回収の考え方はもう少し日本も取り入れていく必要がある。**米国の調査結果などもうまく紹介しながら、投資回収できるかという基準も持つ必要があるというメッセージ**が示されると日本の知財がより活用するようになるのではないかと
- 「2. 基本的な考え方」のところにそれぞれの項目に、小タイトルとして、基本的な考え方なのか、知財の移転の種類についての考え方なのか、国内外の移転の考え方なのか、それぞれの項目に**サブタイトルをつけていただいて、さらに、なぜその考え方が必要なのかも説明**があると良い
- **明確な契約合意を徹底することが大事**であり、そこに今回の指針の意義がある。転退職時点でリストを作るというよりは、あらかじめ合意しておくということがポイント

（留意事項（知財取扱いの種類））

- **種類を選択する基準、即ち、選択したときのPros/Consを含めて明確**に示せると、実際にこの指針を利用される人たちが判断しやすくなる
- 主導機関を定める点が非常に重要。権利の一部譲渡（共有）の場合にどちらが主導なのか決めておかないと、特許法上は共有特許をライセンスするときは共有権利者の承認が必要なので、不用意に権利を一部譲渡してしまうと実際に活用するときの事務作業は非常に煩雑になる。**権利の一部譲渡（共有）についてはそういったリスクもあることを認識した上で交渉する必要**がある

検討会（第2回）での主なご指摘事項

（留意事項（チェックリスト・知財リストの使い方））

- 実際問題として、どの時点でこれを活用するのかというプロセスを示唆するべきではないか。フローチャートのようなものが必要なのではないか
- どのようなときにどのような場面で使うのか検討が必要。ただ、リスクが発生する可能性が高い場合、海外からの転入者のケース、海外への転出者のケースはマスト。海外の大学でベンチャーを盛んにやっている、あるいはそのベンチャーを国内でもやっているケースもマスト。濃淡を少しつけて使い方を示唆してあげる必要があるのではないか
- このチェックリストをどのように使うか。管理能力の観点、インセンティブの観点、コストの観点、リスクの観点。そういうことをやはり総合的に判断するということをどこかで書くことになるのではないか。フローの中での判断をする場合ということ
- 転退職者が多数発生する中、全件リストをつくって交渉することはあまり現実的ではないのではないか
- チェックリストをどのような形でインプリメンテーションするのか、チェックリストをどう活用するのか検討すべき
- チェックリストや知財リストは網羅的で、これを活用して管理できれば素晴らしいが、技術移転部の資金も人員も限られている。ワシントン大学では関連技術分野の学生をフェローとして雇って技術移転部のサポートをしてもらっている。日本の大学でも同様の制度を使って人員不足の問題を解消するとともに、知財人材育成の機会にするとよいのではないか

（留意事項（研究データ・営業秘密・著作権））

- 「データ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーが未整備の大学は、これらポリシーの策定に加え、実効的な管理・運用体制の整備が必要」というメッセージを出しているので、この点も埋没しないようにアピールしていきたい
- 知財の取扱いを考えると、特許と併せてノウハウも考えるべき。研究成果物としてポリシーで機関所属としているデータについても同様
- データ・ノウハウ・著作権・有形資産について、日本では管理を研究者任せにしているところも多いが、きちんとした管理ができないのではない（特に、医療データ）。アメリカでは大学がデータを所有、管理して、必要に応じてアクセスを許可したり、ほかの大学や研究所と共有したりしている。今後、AI活用の医療機器開発のために医療データが利活用されるという観点からも、将来的にはアメリカのように大学が所有・管理する方向に変えていくべきではないか

「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」ロードマップ°

検討会

第1回（令和6年12月25日）

○検討の方向性の議論、研究者からの意見

第2回（令和7年2月7日）

○資料第一案提示、議論

第3回（令和7年3月4日）

○資料第二案提示、議論

検討会検討結果（指針）公表（令和7年3月）

ロードマップ°（案）

令和7年3月

○指針第1版公表

令和7年4月～同年9月

○普及・トライアル、現場意見収集（詳細下記）

令和7年10月～

○検証、さらなる対応要否検討

ロードマップ°詳細

- 検討会検討結果（指針）を3月中に公表
- 4月から9月までの半年間、指針の普及活動を進めるとともに、転職者が発生した大学でトライアル的に実務で使って頂く。この期間をトライアル期間としてインプリメントへの現場の課題感を把握する趣旨
- 10月以降、チェックリストや知財リストの使い方、現場の管理状況等を大学へのアンケートや意見交換を通じて情報収集
- アンケート結果や意見交換結果に基づき対応を検討。必要に応じて指針を修正 or 補足資料発行

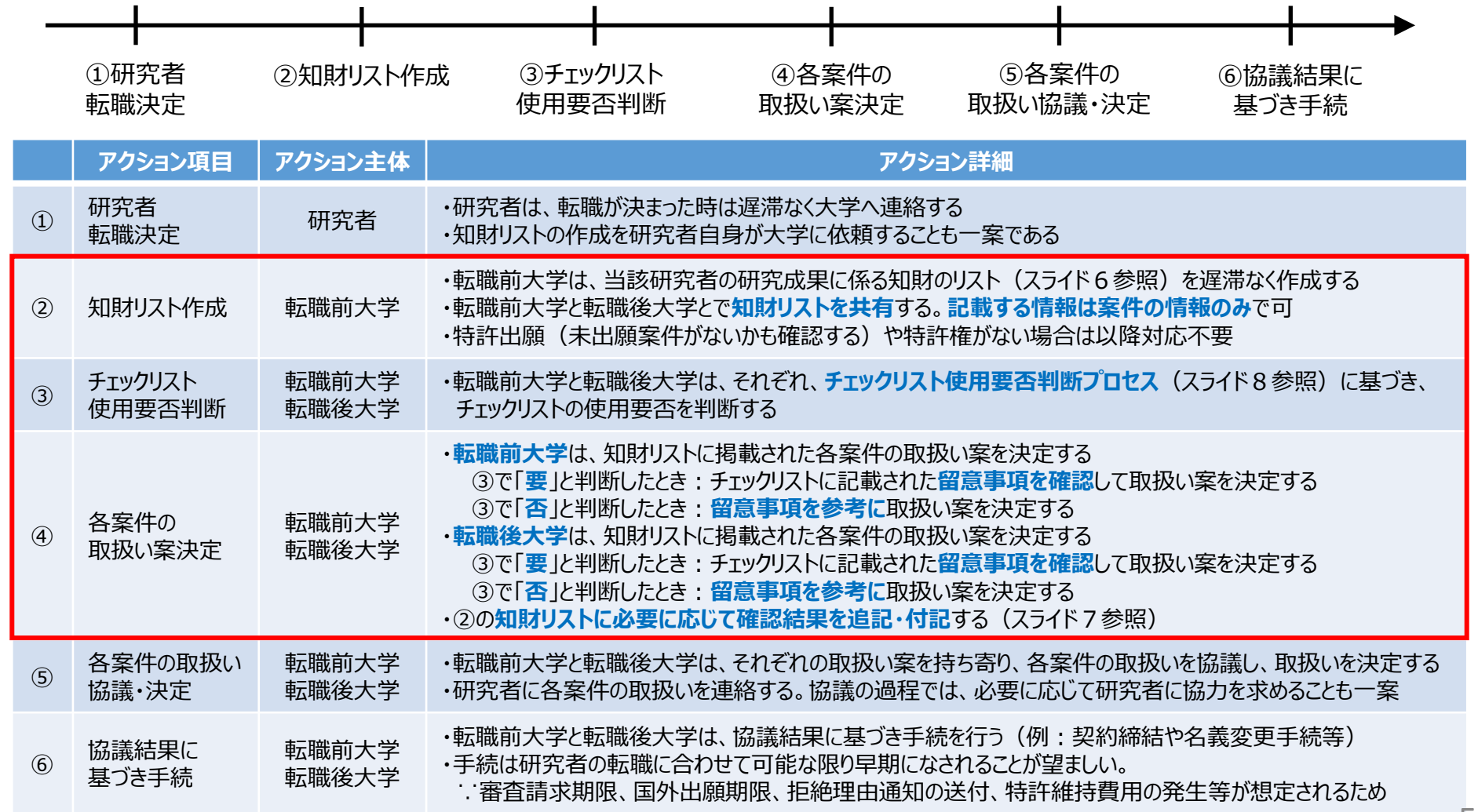
研究者の転退職時に考えられる知財の取扱い（類型）の例

知財取扱い（類型）それぞれのメリット・デメリットを追記

	知財取扱い (権利帰属先)	概要	メリット	デメリット
類型 1	権利譲渡 (転職後大学)	転職前大学から転職後大学に 権利を譲渡する	【転職前大学】 知財費用負担がない。契約によっては転職後 大学から費用回収が可能 【転職後大学】 転職後に生まれた知財も含め集約・管理可能。 実施料獲得の可能性	【転職前大学】 自身で知財管理不可。将来的な実施料獲得 も困難 【転職後大学】 知財費用負担発生。知財リスクを負う可能性
類型 2	権利維持 (転職前大学)	転職前大学が引き続き権利を 維持する。必要な場合には、 大学発スタートアップや一般企 業等の実施主体に実施許諾 する	【転職前大学】 自身で知財管理可能。将来的な実施料獲得 が可能 【転職後大学】 知財費用負担がない	【転職前大学】 研究者との意思疎通が薄れ社会実装阻害の おそれ 【転職後大学】 自身で知財管理不可 【両大学】 転職後に新たな知財が生まれた場合、知財が 両大学に分散。知財管理や社会実装の手續 が複雑化
類型 3	権利一部譲渡 (両大学)	転職前大学が権利持分の一 部を転職後大学に譲渡し、権 利を転職前大学と転職後大 学の共有にする	【転職前大学】 知財費用負担が軽減。実施料獲得の可能性 【転職後大学】 社会実装に向けた活動が可能。実施料獲得 の可能性 【両大学】 実施料の配分に納得感（権利持分に基づく 配分）	【転職前大学】 実施料収入は単独帰属より減少 【転職後大学】 知財費用負担発生。知財リスクを負う可能性 もあり 【両大学】 知財管理や社会実装の手續が複雑化
類型 4	権利放棄 (－)	転職前大学も転職後大学も 権利維持せず権利放棄	【両大学】 知財費用負担がない	【両大学】 社会実装の機会が絶たれる可能性
類型 5	権利返還 (研究者)	大学が権利を放棄する場合に おいて、研究者が自身での権 利維持を希望するときに研究 者に権利を返還（譲渡）	【両大学】 知財費用負担がない 【研究者】 自ら社会実装を進めることができる	【両大学】 社会実装された場合に実施料獲得不可 【研究者】 知財管理・知財費用負担発生

大学等研究者の転職時の知的財産の取扱いの対応の流れ

- ・「②知財リスト作成」のプロセスでの知財リストを簡略化（案件の情報のみ記載）
- ・「③チェックリスト使用要否判断」のプロセスを新たに追加（フルチェックするか否かの判断）
- ・「④各案件の取扱い案決定」のプロセスで確認する留意事項を場合分け（③の結果に応じて濃淡）



※知財リストは転職決定前から予め作成しておくことも考えられる。特に、近い将来の転職が想定される任期付き研究者等はその必要性が高いと考えられる

知財リストのイメージ（例）

今回提案する知財リストでは、右側の欄への記入はチェックリスト使用要否判断の結果による

	特許番号 出願番号	ステータス (権利化状況)	次の 法定期限	留意事項の確認結果 (特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載)	備考欄	知財取扱い 記入欄
P1	特許XXXXXXXX号	登録済み 国外出願（米）	年金納付期限 〇年〇月〇日	・「②知財リスト作成」の段階では右側の欄は空欄のままで可。 但し、左側の欄（書誌的事項）は記入する ・「転職前大学と転職後大学とで転職する研究者の知財 （案件）を把握・共有するため ・「④各案件の取扱い案決定」の段階で、チェックリスト使用 要否判断の結果に応じて、右側の欄に追記するか判断する。 ・全件追記する場合、一部案件のみ追記する場合、全く追記 しない場合、に場合分けされることが想定される。 但し、決定した知財取扱い（類型）を記入するための 右端「知財取扱い記入欄」は全件追記することを推奨		
P2	特願2022- XXXXXX	拒絶理由応答中 国外出願なし	拒絶応答期限 〇年〇月〇日			
P3	特願2022- YYYYYY	審査請求中 国外出願（米中）	審査中			
P4	特願2022- ZZZZZZ	審査請求中 国外出願（米欧）	審査中			
P5	特願2023- YYYYYY	審査請求中 国外出願なし	審査中			
P6	特願2023- XXXXXX	未審査請求 国外出願なし	審査請求期限 〇年〇月〇日			
P7	特願2024- XXXXXX	未審査請求 国外検討中	パリ優先期限 〇年〇月〇日			
P8	未出願案件1	出願前	－			
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	－			
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	－			

※知財リストは転職前大学が作成して転職後大学と共有する。未公開情報等の秘匿すべき情報があるときは、それらを削除したうえで共有することも考えられる
※知財リストには、出願日、審査請求日、登録日等の書誌的事項の欄を設けたり、国外出願の情報をファミリー単位で整理したりすることが有用と考えられる
※知財リストは日常的に整備しデータベース化しておくことも考えられる。負担が大きい場合等は、前回資料に記載のサービスやサイトを活用することも一案である

知財リストのイメージ（例）

「④各案件の取扱い案決定」の段階で右側欄追記

↓ チェックリストによるチェックが必要と判断した案件のみ追記

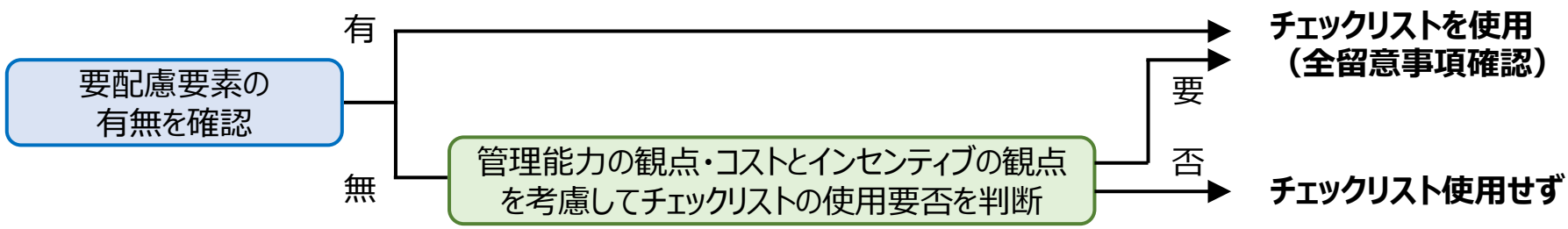
↓ 全件追記

	特許番号 出願番号	ステータス (権利化状況)	次の 法定期限	留意事項の確認結果 (特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載)	備考欄	知財取扱い 記入欄
P1	特許XXXXXXXX号	登録済み 国外出願（米）	年金納付期限 〇年〇月〇日			権利維持
P2	特願2022-XXXXXX	拒絶理由応答中 国外出願なし	拒絶応答期限 〇年〇月〇日			権利放棄
P3	特願2022-YYYYYY	審査請求中 国外出願（米中）	審査中	↓ 必要と判断した案件		権利譲渡
P4	特願2022-ZZZZZZ	審査請求中 国外出願（米欧）	審査中	・社会実装済み、海外進出計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を特に希望せず ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・発明者に学生や留学生を含む	・知財リスク要検討	権利維持
P5	特願2023-YYYYYY	審査請求中 国外出願なし	審査中	↓ 必要と判断した案件		権利返還
P6	特願2023-XXXXXX	未審査請求 国外出願なし	審査請求期限 〇年〇月〇日	・社会実装計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望 ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり	・両大学で研究継続	権利 一部譲渡
P7	特願2024-XXXXXX	未審査請求 国外検討中	パリ優先期限 〇年〇月〇日	↓ 必要と判断した案件		権利譲渡
P8	未出願案件1	出願前	—	・社会実装計画あり ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・転職前大学と転職後大学の権利関係に留意	・出願時まで 両大学で要協議	権利維持
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	—			オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	—			オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可

※知財リストは転職前大学が作成して転職後大学と共有する。未公開情報等の秘匿すべき情報があるときは、それらを削除したうえで共有することも考えられる
※知財リストには、出願日、審査請求日、登録日等の書誌的事項の欄を設けたり、国外出願の情報をファミリー単位で整理したりすることが有用と考えられる
※知財リストは日常的に整備しデータベース化しておくことも考えられる。負担が大きい場合等は、前回資料に記載のサービスやサイトを活用することも一案である

チェックリスト使用要否判断プロセス

- ・ 知財リストの案件につき、転職前大学と転職後大学がチェックリスト使用要否を判断する
- ・ 要配慮要素、管理能力、コストとインセンティブの観点から総合的に使用要否を判断し、チェックリストを使用する案件（全留意事項を確認する案件）を限定



要配慮要素

要配慮要素がある場合には、チェックリストを使用してリスク低減することを推奨

要配慮要素の例

- ・ スタートアップが設立され、事業化されている場合
- ・ 高額の実施料収入がある場合
- ・ 発明者認定に争いがある場合
- ・ 対象となる研究者が海外からの転入者である場合
- ・ 対象となる研究者が海外への転出者である場合
- ・ 転職前大学と転職後大学の双方が研究継続する場合（研究継続する他の研究者が転職前大学に残る場合）
- ・ 未出願案件がある場合

管理能力

知財の管理体制は大学によって大きく異なるため、大学の管理能力に応じた対応が想定される。

- ・ 転職前大学・転職後大学それぞれの知財の管理能力（知財の人員数、専任性、知財習熟度等）

コストとインセンティブ

チェックリストの使用（全留意事項の確認）のコストとインセンティブを考慮して対応することが想定される。

- ・ 対象となる知財の確認コスト（件数・内容・手続等）
- ・ 対象となる知財の活用期待度・社会実装期待度等

※ 転職前大学と転職後大学の間には情報の非対称性がある（転職前大学により多くの情報がある）ことに留意する。転職前大学は可能な範囲で情報共有に配慮するとともに、転職後大学は転職前大学の立場を尊重し、両大学が社会実装に向けて誠実に協議することに留意する

今回提案したい主なポイント

- 転職前大学と転職後大学とで転職する研究者の知財（案件）を把握できるよう、対象となる研究者の知財リストを作成し、両大学で共有すべきこと

＝チェックリストを用いて全留意事項を確認しない場合でも、両大学が関連する知財（案件）を全件把握し、各案件の知財取扱いを決定すべきこと
（知財リストで最低限、どのような知財があるか案件を把握できるようにする）
- 知財リストに掲載した案件のうち、チェックリストを使用する案件を絞り込み、効率化を図ること
- チェックリストの使用要否は、要配慮要素の観点に加え、管理能力・コストとインセンティブの観点を考慮して総合的に判断すること
- 転職前大学と転職後大学の間に情報の非対称性があることに留意する。転職前大学と転職後大学は、互いの立場を尊重し、社会実装に向けて誠実に協議することに留意すること

ご議論いただきたいこと

- スライド5で新たにご提案した一連のプロセスに違和感はないか。さらに追加または削除するプロセスはあるか
- スライド8のチェックリスト使用要否判断プロセスにおいて、チェックリストの使用が推奨される他の場面があるか。また、本プロセスにおいてさらに検討すべき事項はあるか
- この後にご説明をする指針（案）に関しても、お気づきの点がありましたらご指摘をお願いいたします

參考資料

留意事項（案）を参照して知財取扱いを決定する

	留意事項	留意事項の詳細
知財 (客体面)	知財の実施状況 (社会実装等)	- 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか - 研究はどちらの大学で継続されるか（転職前大学/転職後大学） - 社会実装はどこで主導されているか（転職前大学発SU/転職後大学発SU） - 当該知財を活用した転職前大学発SUはあるか - 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか
	知財の権利化状況 (特許権等)	- 権利は単独か共有か - 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/国外出願等） - 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/国外出願あり）
	法律・契約	- 法律による制約や義務はあるか（日本版バイドール制度、外為法（輸出管理）等） - 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか - 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか - 研究者が転職前大学との関係でどのような義務や制約を負っているか（望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認）
	知財リスク	- 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判、ライセンス関連訴訟等） - 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか - 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配） - 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか
	データ・ノウハウ・著作権等	- データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関する学内の知財ポリシーを確認したか - データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱い方針を決定したか
人 (主体面)	知財の創出者 (発明者)	- 発明者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者はいるか） - 発明者に学生（含 留学生）はいるか - 発明者の認定に争いはないか
	関係者	- 転退職する発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか - 他の発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか - 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか - 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか
費用 (手続面)	権利化・権利維持の費用	- 今後の権利化に見込まれる費用を確認したか - 今後の権利維持に見込まれる費用を確認したか
	権利譲渡・実施許諾の対価	権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）
	発明者への補償	- 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか - 発明者の補償に関する意向を確認したか

チェックリストにより当事者間における知財取扱いに関する合意形成を促進

	留意事項	留意事項の詳細	転職前 大学	転職後 大学
知財 (客体面)	知財の実施状況 (社会実装等)	• 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか	☐	☐
		• 研究はどちらの大学で継続されるか（転職前大学/転職後大学）	☐	☐
		• 社会実装はどこで主導されているか（転職前大学発SU/転職後大学発SU）	☐	☐
		• 当該知財を活用した転職前大学発SUはあるか	☐	☐
		• 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか	☐	☐
	知財の権利化状況 (特許権等)	• 権利は単独か共有か	☐	☐
		• 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/国外出願等）	☐	☐
		• 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/国外出願あり）	☐	☐
	法律・契約	• 法律による制約や義務はあるか（日本版バイドール制度、外為法（輸出管理）等）	☐	☐
		• 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか	☐	☐
		• 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか	☐	☐
	知財リスク	• 研究者が転職前大学との関係でどのような義務や制約を負っているか (望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認)	☐	☐
		• 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判、ライセンス関連訴訟等）	☐	☐
		• 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか	☐	☐
人 (主体面)	データ・ノウハウ・ 著作権等	• 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配）	☐	☐
		• 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか	☐	☐
		• データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関する学内の知財ポリシーを確認したか	☐	☐
		• データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱い方針を決定したか	☐	☐
			☐	☐
	知財の創出者 (発明者)	• 発明者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者はいるか）	☐	☐
		• 発明者に学生（含 留学生）はいるか	☐	☐
		• 発明者の認定に争いはないか	☐	☐
	関係者	• 転退職する発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか	☐	☐
		• 他の発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか	☐	☐
		• 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか	☐	☐
費用 (手続面)	権利譲渡・実施許諾の 対価	• 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか	☐	☐
			☐	☐
			☐	☐
	権利化・権利維持の 費用	• 今後の権利化に見込まれる費用を確認したか	☐	☐
		• 今後の権利維持に見込まれる費用を確認したか	☐	☐
			☐	☐
	発明者への 補償	• 権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）	☐	☐
		• 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか	☐	☐
		• 発明者の補償に関する意向を確認したか	☐	☐

知財リストのイメージ（例）

知財リストには各留意事項の確認結果を記入、確認結果に基づき知財取扱い案を検討

	特許番号 出願番号	ステータス (権利化状況)	次の 法定期限	留意事項の確認結果 (特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載)	備考欄	知財取扱い 記入欄
P1	特許XXXXXXX号	登録済み 国外出願（米）	年金納付期限 〇年〇月〇日	・社会実装済み、実施料収入あり、海外進出計画あり ・大学発SUとの実施許諾契約に権利譲渡の制約あり		権利維持
P2	特願2022-XXXXXX	拒絶理由応答中 国外出願なし	拒絶応答期限 〇年〇月〇日	・社会実装なし ・研究者の権利維持の意向なし		権利放棄
P3	特願2022-YYYYYY	審査請求中 国外出願（米中）	審査中	・社会実装計画なし ・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望 ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり	・他の研究者の 権利譲渡同意あり	権利譲渡
P4	特願2022-ZZZZZZ	審査請求中 国外出願（米欧）	審査中	・社会実装済み、海外進出計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を特に希望せず ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・発明者に学生や留学生を含む	・知財リスク要検討	権利維持
P5	特願2023-YYYYYY	審査請求中 国外出願なし	審査中	・社会実装なし ・研究者は大学による権利維持を希望 ・大学が権利維持しない場合は研究者が引き取り希望	・両大学とも権利 維持せず	権利返還
P6	特願2023-XXXXXX	未審査請求 国外出願なし	審査請求期限 〇年〇月〇日	・社会実装計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望 ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり	・両大学で研究継続	権利 一部譲渡
P7	特願2024-XXXXXX	未審査請求 国外検討中	パリ優先期限 〇年〇月〇日	・社会実装計画なし ・共同研究契約に権利譲渡や実施許諾の制約なし ・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望、共同研究 先も同意		権利譲渡
P8	未出願案件1	出願前	—	・社会実装計画あり ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・転職前大学と転職後大学の権利関係に留意	・出願時まで 両大学で要協議	権利維持
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	—	・社会実装済み、実施料収入あり、海外進出計画あり ・大学発SUとの実施許諾契約に権利譲渡の制約あり ・データを転職後大学へコピーすることで研究者と合意		オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	—	・社会実装済み、実施料収入あり、海外進出計画あり ・大学発SUとの実施許諾契約に権利譲渡の制約あり ・プログラムを転職後大学へコピーすることで研究者と合意		オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可

※知財リストは転職前大学が作成して転職後大学と共有する。未公開情報等の秘匿すべき情報があるときは、それらを削除したうえで共有することも考えられる
 ※知財リストには、出願日、審査請求日、登録日等の書誌的事項の欄を設けたり、国外出願の情報をファミリー単位で整理したりすることが有用と考えられる
 ※知財リストは日常的に整備しデータベース化しておくことも考えられる。負担が大きい場合等は、次ページに記載のサービスやサイトを活用することも一案である